

議案第 16 号

権利の放棄について

下記のとおり権利を放棄することにつき、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 10 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 25 提出

安中市長 岩 井 均

記

1 放棄する権利の内容

住宅新築資金貸付金元利償還金請求権 6,796,035 円及び当該元利償還金に係る各約定償還日の翌日から支払済みまで年 10.95 パーセントの割合で計算される違約金

2 放棄する権利の相手方

略

3 権利を放棄する理由

上記相手方は、市から平成 4 年 2 月 25 日に住宅新築資金 640 万円を 25 年半年賦償還により借り受けたが、平成 10 年 2 月 26 日を最後に償還せず、平成 11 年 3 月 23 日に破産宣告を受け、平成 14 年 5 月 15 日に免責決定となったほか、不動産については市に優先する抵当権者により売却された。また連帯保証人についても、平成 23 年 9 月 1 日に破産開始決定、同年 11 月 14 日に免責許可決定を得たことから、権利を行使することができないため。